

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次		ページ
規則		
◎高知県後期高齢者医療審査会規則		1
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則		1
訓令		
高知県教育委員会訓令		
◎統計調査事務取扱規程の一部を改正する訓令		1
訓令		
高知県教育委員会訓令		
高知県警察本部訓令		
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令		1
告示		
◎告示(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正	(県政情報課)	2
◎地域総合整備資金の平成19年度の貸付けに係る徴収事務の委託	(市町村振興課)	2
◎高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づく清流・水辺・生き物回廊地区の拡張	(環境共生課)	2
◎機構改革に伴う関係告示の一部改正(3件)	(環境対策課)	2
◎告示(特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定及び告示の廃止)の一部改正	(〃)	2
◎大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課)	3
◎基本測量の終了の通知	(用地対策課)	3
◎公共測量の終了の通知(2件)	(〃)	3
◎道路の区域変更(2件)	(道路課)	3
◎道路の供用開始	(〃)	4
◎都市計画事業の事業計画の変更の認可(2件)	(公園下水道課)	4
◎2年内に事業が執行される予定の道路の指定	(建築指導課)	4

公 告		
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	4
高知県公営企業局告示		
○病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額の一部改正		4
高知県公安委員会告示		
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱		4
落札公告		
○落札者等の公告	(産業技術振興課)	5
規 则		
高知県後期高齢者医療審査会規則をここに公布する。 平成20年4月1日		
高知県知事 尾崎 正直		
高知県規則第38号		
高知県後期高齢者医療審査会規則 (趣旨)		
第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第129条の規定により設置される高知県後期高齢者医療審査会(以下「審査会」という。)について、同法第130条において準用する国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第93条から第103条までの規定に定めるものほか、審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員の委嘱)		
第2条 審査会の委員は、知事が委嘱する。 (会長)		
第3条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。 (会議)		
第4条 審査会の会議(次項において「会議」という。)は、会長が招集する。 2 会議の議長は、会長が当たる。 (幹事及び書記)		
第5条 審査会に幹事及び書記若干名を置く。 2 幹事及び書記は、県職員のうちから、知事が任命する。 3 幹事は、会長の指揮を受け、審査会の庶務を処理する。 4 書記は、幹事の指揮を受け、審査会の事務に従事する。 (雑則)		
第6条 この規則に定めるものほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。		
附 則		
この規則は、公布の日から施行する。		

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。		
平成20年4月1日		
高知県知事 尾崎 正直		
高知県規則第39号		
高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則		
高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則(平成12年高知県規則第41号)の一部を次のように改正する。 別表中「、工業彫刻」及び「、ほうろう加工」を削る。		
附 則		
この規則は、公布の日から施行する。		
訓 令		
高知県教育委員会訓令		
高知県訓令第5号		
高知県教育委員会訓令第3号		
本 庁		
統計調査事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。		
平成20年4月1日		
高知県知事 尾崎 正直 高知県教育委員会委員長 宮地 彌典		
統計調査事務取扱規程の一部を改正する訓令		
統計調査事務取扱規程(昭和28年11月高知県訓令第1号 高知県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。		
第3条第1項中「各課室(課の内部組織である室を除く。)」を「各課」に改める。		
附 則		
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。		
訓 令		
高知県教育委員会訓令 警察本部訓令		
高知県訓令第6号		
高知県教育委員会訓令第4号		
高知県警察本部訓令第15号		
本 庁		

各出先機関
教育委員会事務局
教育機関
警察本部
警察署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
高知県警察本部長 平井 興宣

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する
訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教
育委員会訓令第1号）
高知県警察本部訓令第4号

令第14号
育委員会訓令第1号の一部を次のように改正する。
察本部訓令第4号
別表中「障害福祉課長」を「障害保健福祉課長」に、
「文化推進課長」
「国際交流課長」
「県民生活課長」
「男女共同参画・N P O課長」
を
「文化・国際課長」
「県民生活・男女共同参画課長」
に、「体育スポーツ課長」を「スポーツ健康教育課長」に改
める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第225号

平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行う
ことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中「鳥獣対策室」を「鳥獣対策課」に改め、

薬種商試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	医療業務課
-------	-------------	-------------	-------

総合看護専門学校入学試験	一般入試について、総合得点（面接を除く。）推薦入試については、総合得点	最終合格発表の日から1月間	総合看護専門学校
--------------	-------------------------------------	---------------	----------

」を削り、「商工振興課」を「商工政策課」に改める。

高知県告示第226号

地域総合整備資金の平成19年度の貸付けに係る徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託年月日
東京都千代田区平河町二丁目5番6号	財団法人地域総合整備財團	平成20年2月4日

高知県告示第227号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号）第12条第10項の規定により平成18年4月高知県告示第319号（高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づく清流・水辺・生き物回廊地区及び景観保全・森林等資源活用地区の指定）で指定した清流・水辺・生き物回廊地区（以下「回廊地区」という。）を次のとおり拡張するので、同項において準用する同条第7項の規定により告示する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 拡張後の回廊地区的区域
四万十市並びに高岡郡中土佐町、檮原町、津野町及び四万十町のうち、次の図面の青色で着色した区域

2 拡張年月日
平成20年4月1日
(「次の図面」は、省略し、その図面を高知県文化環境部環境共生課並びに四万十市役所及び同市役所西土佐総合支所、中土佐町役場大野見庁舎、檮原町役場、津野町役場西庁舎並びに四万十町役場、同町役場大正総合支所及び同町役場十和総合支所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第228号

機構改革に伴い、次に掲げる告示中「高知県文化環境部清流・環境課」を「高知県文化環境部環境対策課」に改める。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 昭和48年3月高知県告示第110号（特定工場、特定作業において発生する騒音について規制する地域の指定）
- 昭和51年3月高知県告示第157号（騒音を規制する地域の指定）
- 昭和53年8月高知県告示第429号（特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定）
- 昭和60年3月高知県告示第158号（騒音を規制する地域の指定）
- 昭和62年7月高知県告示第432号（航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域）
- 平成7年12月高知県告示第689号（悪臭防止法による規制地域の指定等）

高知県告示第229号

機構改革に伴い、次に掲げる告示中「昭和47年5月高知県告示第278号」を「昭和47年5月高知県告示第278号（指定地域の特定工場等の騒音の規制基準）」に、「図面を高知県保健環境部公害対策課」を「関係図面は、高知県文化環境部環境対策課」に改める。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 昭和50年1月高知県告示第65号（騒音の規制地域の指定等）
- 昭和52年4月高知県告示第223号（騒音の規制地域の指定）
- 昭和53年3月高知県告示第184号（騒音を規制する地域の指定）

高知県告示第230号

機構改革に伴い、次に掲げる告示中「昭和47年5月高知県告示第278号」を「昭和47年5月高知県告示第278号（指定地域の特定工場等の騒音の規制基準）」に、「高知県保健環境部公害対策課」を「高知県文化環境部環境対策課」に改める。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 昭和54年10月高知県告示第569号（騒音を規制する地域の指定）
- 昭和55年6月高知県告示第416号（騒音を規制する地域の指定）
- 昭和58年3月高知県告示第157号（騒音を規制する地域の指定）

高知県告示第231号

平成6年4月高知県告示第239号（特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
「平成2年4月高知県告示第184号」を「平成2年4月高知県告示第184号（騒音を規制する地域の指定）」に、「昭和47年5月高知県告示第278号」を「昭和47年5月高知県告示第278号（指定地域の特定工場等の騒音の規制基準）」に改める。

本文中「高知県文化環境部環境保全課」を「高知県文化環境部環境対策課」に改める。

高知県告示第232号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦

(2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ高須店

高知市高須三丁目1750番の7ほか

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社マルナカ

香川県高松市円座町1001番地

(5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年11月8日

(6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,144平方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

80台

イ 駐輪場の収容台数

66台

ウ 荷さばき施設の面積
105.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量
42.3立方メートル

(8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時00分	午後10時00分

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時40分から午後10時00分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成20年3月14日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第233号

国土交通省国土地理院長から平成19年5月高知県告示第336号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成19年11月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第234号

中国四国防衛局長から平成19年9月高知県告示第561号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成20年2月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第235号

高知市長から平成20年2月高知県告示第100号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成20年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

2 路線名 381号

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
四万十市西土佐半家字堺ヶ谷2198番3地先から四万十市西土佐半家字センダノ谷1401番1まで	A	3.8	2,578
		25.0	
四万十町井崎フヂノ石1205番19から四万十市西土佐半家字大梨1351番1地先まで	B	13.0	1,157
		39.0	
四万十町井崎フヂノ石1205番19から四万十市西土佐半家字大梨1351番1まで	後	13.0	1,157
		39.0	

高知県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 北本町領石

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

高知市南御座字北札場8番3から 高知市南御座字十四頭17番7まで	前	12.0 (31.2	195
	後	20.0 (37.2	288

高知県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市南御座字北札場8番3地先から 高知市南御座字十四頭14番6まで	248	平成20年4月1日

高知県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
香美市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和52年9月高知県告示第440号高知広域都市計画公園事業(4・4・102号泰山公園)
- 3 事業施行期間
昭和52年11月15日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

香美市土佐山田町植字マエヤマ地内**高知県告示第240号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
室戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成4年4月高知県告示第231号の2室戸都市計画公園事業(5・5・1号室戸中央公園)
- 3 事業施行期間
平成4年4月16日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第241号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市小籠字西祈念274番2	南国市小籠字西祈念283番1	26.00	200.00

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により須崎市桐間土地区画整理組合が行う須崎都市計画事業桐間地区土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 組合の名称
須崎市桐間土地区画整理組合

- 2 事務所の所在地
須崎市山手町1番7号
- 3 設立認可の年月日
平成10年3月10日

- 4 事業施行期間

(変更前) 平成10年3月10日から平成20年3月31日まで
(変更後) 平成10年3月10日から平成23年3月31日まで

- 5 施行地区的区域
須崎市神田字横割の全部並びに多ノ郷字矢羽田並びに神田字イ切、字道添、字南ノ前、字開、字ハノキレ、字大峯ノ前及び字中切の各一部

- 6 変更認可の年月日
平成20年3月17日

公営企業局告示**高知県公営企業局告示第1号**

平成19年4月高知県公営企業局告示第7号（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

高知県公営企業局長 長瀬 順一
表中「老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条第2項第3号」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項第3号」に、「老人保健法第17条第2項第4号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号」に、「診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）」に改める。

公安委員会告示**高知県公安委員会告示第6号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期限は、平成22年3月31日までとする。

平成20年4月1日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

住所	氏名	活動区域
高知市愛宕町二丁目15番11号	横山 明	高知地区
高知市幸町7番7号	中越 利夫	高知地区

高知市比島町二丁目8番7号	岡林 速	高知地区
安芸市下山1496番地	有澤 陽孝	安芸地区
安芸郡安田町唐浜479番地2	松本 秀一	安芸地区
南国市大塙乙2671番地	門田 突一	南国地区
南国市岡豊町笠ノ川902番地	山本三四子	南国地区
須崎市多ノ郷甲694番地	柳本 勇雄	須崎地区
須崎市下分甲2032番地2	前田 良二	須崎地区
四万十市中村新町一丁目10番地	西内 燐夫	中村地区
四万十市具同4640番地1	津野 光太	中村地区

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

1 高知地区

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。

2 安芸地区

条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。

3 南国地区

条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。

4 須崎地区

条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。

5 中村地区

条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成20年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
海底地形探査装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県産業技術部産業技術振興課 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 3 落札者を決定した日
平成20年3月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本海洋株式会社 東京都千代田区神田須田町二丁目2-4
- 5 落札金額
41,527,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成20年2月6日